

SA の要求事項の整理（要求事項と DB 設計の関係整理）

1. 目的

- ✓ 重大事故等対処設備（以下 SA 設備）の基本設計方針（第 36 条）は、おおまかに「多様性・位置的分散」、「悪影響防止」、「個数及び容量」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の観点からの要求に対して整理されており、特に「環境条件等」に関する設計は設計基準に準じた設計を実施している。
- ✓ 共通 1 2 資料 2 の整理においては、SA 設備の基本設計方針の 1 フレーズごとに設計項目及びその内容を具体化することになるため、本整理では共通 1 2 資料 2 作成の前作業として「設計項目及びその内容」が設計基準に準じた内容となっている箇所を明らかにするとともに、設計基準とは異なる防護方法や条件設定をしているものについても対象箇所を明らかにし、その概要を明確にすることを目的として実施する。
- ✓ なお、本整理によって第 38 条以降の個別 SA 条文の「設計項目及びその内容」のうち、「多様性・位置的分散」、「悪影響防止」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」に関する内容をカバーすることになることから、第 38 条以降の個別 SA 条文の「設計項目及びその内容」としては各条文が要求する「SA 対処で要求される機能」に関する内容及び SA 対処で要求される機能を達成するために必要な「個数及び容量」に関する内容を抽出する。（ここに示す内容の整理は、「再処理施設及び廃棄物管理施設の説明グループの設定に係る整理の考え方」（12/4 提出）に示す。）

2. 整理方法

本整理は、SA 設備に関する基本設計方針と DB 設備に関する設計の観点を対比させ、星取表の形で整理する。具体的には以下のとおり。

(1)縦軸の展開

- ✓ SA 設備に関する第 1 章共通項目の基本設計方針である「第 36 条（重大事故等対処設備）」の基本設計方針を縦軸に展開する。
- ✓ 基本設計方針に紐づく要求種別は、別途定める「共通 1 2 における作成ガイド」に基づき記載する。
- ✓ なお、SA 設備に関する第 1 章共通項目の基本設計方針である「第 32 条（地盤）」、「第 33 条（地震）」、「第 34 条（津波）」、「第 35 条（火災（常設重大事故等対処設備）」及び「第 37 条（材料及び構造）」は、後述する「(2)横軸の展開」としてこれらの条文に関係するものとして「地盤」、「地震」、「津波」、「火災」及び「材構」の項目をおこした上で、「(3)星取表の整理」として DB 設備の設計に包含されるもの、SA 固有の設計上の配慮を含むものを合わせて整理する。

(2)横軸の展開

- ✓ SA 設備の設計において考慮すべき要求事項の網羅性を確保するため、事業変更許可時に整理した SA 設備の設計にあたって考慮すべき共通要因に紐づく以下の条文を横軸に展開する。
 - ・ 第 5 条 (地盤)
 - ・ 第 6 条 (地震)
 - ・ 第 7 条 (津波)
 - ・ 第 8 条 (外部衝撃)
 - ・ 第 11 条 (火災)
 - ・ 第 12 条 (溢水)
 - ・ 第 13 条 (化学薬品漏えい)
 - ・ 第 16 条 (安有)
 - ・ 第 17 条 (材構)

- ✓ このうち、「第 8 条 (外部衝撃)」の要求に対する DB 設備の設計が竜巻、火山等の自然現象と近隣工場等の火災等の人為事象に細分化され、各々の観点で設計が行われていることから、設計基準において考慮している現象に細分化する。具体的には以下のとおり。

自然現象：風 (台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、外部火災の二次影響及び塩害

人為事象：航空機落下 (火災含む)、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、外部火災の二次影響及び爆発

- ✓ これらのうち「外部火災の二次影響」については、火災によって発生するばい煙及び有毒ガスの影響に対する設計であり、森林火災と近隣工場等の火災で設計として考慮する内容に差がないことから 1 つにまとめて整理する。一方、ばい煙と有毒ガスでは、防護設計が異なることからこれらを区別して整理する。(星取表では「外部火災の二次影響 (ばい煙) (森林火災、近隣工場等の火災)」、「外部火災の二次影響 (有毒ガス) (森林火災、近隣工場等の火災)」と表現する。)
- ✓ 「近隣工場等の火災」には、敷地外で発生する「石油備蓄基地火災」と敷地内で発生する「敷地内の危険物貯蔵施設等の火災」があり、防護設計が異なることからこれらを区別して整理する。(星取表では「近隣工場等の火災 (石油備蓄基地)」、「近隣工場等の火災 (敷地内の危険物貯蔵施設等)」と表現する。)
- ✓ 同様に「第 16 条 (安有)」についても、設計要求の観点が複数あることから、「内部発生飛散物」、「試験・検査」、「悪影響防止」、「共用」及び「環境条件 (温度圧力等)」に細分化する。

- ✓ 第 36 条固有の設計条件として「悪影響防止」の観点（基本設計方針 No.45～51）があり、SA 設備が DB 設備及び他の SA 設備に対して SA 設備使用時及び待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とすることが求められている。
- ✓ これらのうち「内部発生飛散物」については、防護される観点と他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする観点が表裏一体の関係にあることから纏めて整理する。（星取表では「内部発生飛散物（悪影響防止の観点を含む）」と表現する。）
- ✓ 同様に「竜巻」についても、防護される観点と他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする観点が表裏一体の関係にあることから纏めて整理する。（星取表では「竜巻（悪影響防止の観点を含む）」と表現する。）
- ✓ SA 設備使用時及び待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）については、「第 16 条（安有）」において「安全機能を有する施設が他の設備からの悪影響により、安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計」とすることが求められており、DB 設備が防護される観点と SA 設備が DB 設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする観点が表裏一体の関係にあることから纏めて整理する。「第 16 条（安有）」の「悪影響防止」として整理する。なお、可搬型放水砲による悪影響についても「使用時及び待機時の系統的な影響」の一部として扱う。
- ✓ また、SA 設備固有の設計条件として、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の「地震」及び「火山の影響」は、現象及び防護設計の類似性を踏まえ「地震」及び「火山の影響」に含めて整理する。
 また、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の「配管の全周破断」は、放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）を内包する配管が全周破断することにより、プロセス内の液体が漏えいする現象であり、「溢水」及び「化学薬品漏えい」と同じ現象であること、講じる防護設計も「溢水」及び「化学薬品漏えい」と同じとなることを踏まえ「溢水」及び「化学薬品漏えい」に含めて整理する。
 「汽水の影響」は、SA への対処（放出抑制対策）時に使用する可能性のある「汽水」が SA 設備に与える影響であり、使用する資源によってもたらされる環境影響であることを考慮し、類似する観定の「環境条件（温度圧力等）」に含めて整理する。
- ✓ 上記にない整理上の配慮として、第 36 条要求のうち「操作性」の観点（基本設計方針 No.140～151）があるが、これについては、SA 発生前後における SA 設備の操作性を確保することを念頭に、SA の発生の要因との関連で「地震」、「火山」及び地震随件事象の「溢水」及び「化学薬品漏えい」と紐づけるとともに、SA 発生後の環境下における操作性の観点から「環境条件（温度圧力等）」に紐づけて整理する。

(3)星取表の整理

- ✓ DB 設備の設計と関連性がある設計方針の所在を明らかにするため、以下の凡例で識別を行う。
 - ・ 説明内容が DB の設計に包含されるものに「○」を付す。
 - ・ 設計項目のうち、「多様性、独立性、位置的分散」に関する内容、「操作性」に関する内容及び「アクセス性」に関する内容は、DB 設備の設計においては溢水のアクセス通路部の設計以外において直接的に考慮されているものではないが、設計の観点から設計基準において考慮している現象に対して実施されることを考慮し、該当する現象に「○」を付す整理とする。
 - ・ 説明内容が SA 固有の設計上の配慮を含むものには「○※ 1」を付す。また、SA 固有の設計内容を記すと共に、該当する DB 設備の基本設計方針番号を記す。
 - ・ 設計の前提となる条件設定に DB と差があるものには「○※ 2」を付す。また、SA 固有の設計内容を記すと共に、該当する DB 設備の基本設計方針番号を記す。
- ✓ 上記のほか、SA 設備の基本設計方針の内容が横軸の項目と関係のない箇所に対して「-」を付す。
- ✓ DB 設備の基本設計方針番号の紐づけにあたっては、SA 設備の基本設計方針が防護対象である SA 設備を主語として展開されているのに対し、DB 設備の基本設計方針は対策設備や加害者側となる設備を主語として展開されている設計方針もあることから、DB 設備の基本設計方針の内容が SA 設備の防護にあたって担保すべき内容であるかに留意して行う。
- ✓ 本整理のうち可搬型 SA 設備の火災防護に関する設計方針（基本設計方針 No.196～211）については、可搬型 SA 設備の火災防護方法を火災防護計画に定めて実施する「運用要求」が主であるものの、実際には DB 設備の火災防護（第 11 条）及び常設 SA 設備の火災防護（第 35 条）に準じた設備対応も含めて実施され、その内容が基本設計方針 No.196～211 に展開されていることを踏まえ、第 11 条及び第 35 条に関連するものに「○」を付す整理とする。
- ✓ 本整理は、特定の現象に対する設計方針の記載がない場合であっても、当該現象と他の現象間に従属関係があることに留意して行う。
 - ・ 具体的には、「森林火災」の発生の原因となる「近隣工場等の火災（石油備蓄基地）」は森林火災に対する設計方針に紐づけて整理する。
 - ・ 「近隣工場等の火災（敷地内の危険物貯蔵施設等）」及び「爆発」は、森林火災及び近隣の産業施設の火災を原因として発生する可能性があることから森林火災に対する設計方針に紐づけて整理する。
 - ・ 「化学薬品漏えい」及び「敷地内における化学物質の漏えい」に従属して発生する「有毒ガス」はこれらの設計方針に紐づけて整理する。
- ✓ 整理結果を添付 1 に示す。

12/4 時点での未反映事項に対する対応方針

- ・ 冒頭宣言【32 条】等としている箇所に対して、「○条に展開する」という表現ではなく「○」を付す整理とする。
- ・ No181 の「竜巻」の 1.2Ss の記載は、「地震」の欄に記載している「波及的影響」の観点の内数なので「竜巻」欄は「－」とする。また、以降の欄も同様の修正を加える。
- ・ No196 以降の可搬 SA 設備の火災防護の表現を再整理する。（一旦 35 条に振ってから 8 条とかへ振っていくという整理もあるし、ここから最終着地点を示すやり方もある。）

3. SA 設備の外部衝撃等に対する設計の基本的な考え方

DB 設備と SA 設備の基本設計方針を比較するにあたって、SA 設備の基本設計方針は事業変更許可の第 3 3 条の整理を踏まえて「新設、安重と兼用、非安重と兼用、可搬」ごとに DB 設備の考え方に合わせて構築しているが、一部、想定する外部衝撃等と重大事故の発生との関係性や可搬型設備の特徴を考慮した設計方針としている箇所があることから、これらについての基本的な考え方を以下のとおり整理した。

SA 設備の特徴を踏まえた整理にあたっては、外的事象を要因とする重大事故等に対処する SA 設備（以下、「外的 SA 設備」という。）と内的事象を要因とする重大事故等に対処する SA 設備（以下、「内的 SA 設備」という。）では、想定する外部衝撃等と重大事故の発生との関係性の扱いに考え方の違いがあることからこれらを分けて考え方を整理するとともに、これらの考え方に基づく DB 設備との設計の違いを添付 1 へ「○※ 1」として展開している。

また、添付 1 において「○※ 1」として展開した内容と以下に示す設計の考え方（設計の考え方を下線で示すとともに○番号で識別している。）の対応関係を抜粋して類型化して整理したものを別添として示す。

(1)外的 SA 設備

- ✓ 外的 SA 設備は、外部衝撃等に対して自ら耐える又は防護設備により機能を維持する設計とすることを基本とする。
- ✓ ただし、考慮する外部衝撃等が重大事故等の発生の要因となる事象かどうかを考慮し、以下の設計により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。

(a)考慮する外部衝撃等が重大事故等の発生の要因となる場合

- ・ 外部衝撃等のうち重大事故等の発生の要因となる地震、火山及びこれらに伴って発生する地震に伴う溢水（没水、被水）、地震に伴う火災に対しては、当該事象と重大事故等の発生に関連性があることを踏まえ、常設 SA 設備は必要数（予備を有するものは予備も含む（例：凝縮器と予備凝縮器、接続口等））を、可搬型 SA 設備は必要数 + 予備（2n）を防護対象とする。

(b)考慮する外部衝撃等が重大事故等の発生の要因とならない場合

- ・ 外部衝撃等のうち重大事故等の発生の要因とならない竜巻、溢水（想定破損）等に対しては、当該事象によって SA が発生しないことから、当該事象の発生以降、重大事故等が発生するまでに SA 設備の機能を回復させることで重大事故等への対処に必要な機能を確保できる。
- ・ 以上の特徴を踏まえ、以下の設計対応を行う。

(i) 常設 SA 設備

常設 SA 設備は、外部衝撃等により構造的に破壊されるような損傷モードに対しては、復旧措置が困難となるため必要数（予備を有するものは予備も含む）を防護することを基本とする。ただし、機能上及び構造上の特徴から防護措置を講ずることができず、自らの構造健全性を確保できない設備については、当該設備の損傷と重大事故等の発生に関連性がないこと、予備品への交換または修復の容易性を確保することを前提として、外部衝撃等により機能喪失した場合は予備品等による復旧措置を行うことにより速やかに機能を復旧させる。

(①)

(ii) 可搬型 SA 設備

可搬型 SA 設備は、必要数及び予備を互いに異なる保管場所に 100m 以上の距離を確保して分散して保管することにより、外部衝撃等による同時機能喪失を回避することができる。また、汎用品であり調達が容易であり、保管場所からの移動、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であるという特徴を有している (②) ことを踏まえると、外部衝撃等により構造的に破壊されるような損傷モードに対しても必要数（1 n）を確保でき、重大事故等への対処に必要な機能の最低ラインは維持できること、重大事故等が発生するまでに損傷した予備品を調達することで可搬型設備の信頼性の復旧が図れることを踏まえ、可搬型 SA 設備は必要数 + 予備 (2n) を防護することを基本としつつ、防護が困難な場合であっても必要数 (1 n) を確保する設計とする。(③)

(2)内的 SA 設備

- ✓ 内的 SA 設備は、外部衝撃等に対して耐性を有する設計とすることを基本とする。
- ✓ ただし、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する内的 SA 設備は、考慮する外部衝撃等と内的事象を要因とする重大事故等の発生の要因とならないことを考慮し、代替設備による機能確保、工程停止、設備復旧等の措置により機能を損なわない設計とする。
- ✓ 内的 SA 設備のうち新設するものは、外部衝撃等に対して耐性を有する設計とすることを基本とした上で、設計上の対応ができず外部衝撃等により機能が損なわれた場合には、重大事故等の発生の可能性を排除するため工程を停止し、必要な機能の回復が図られるまでの間、再処理運転を停止する運用とすることで重大事故等への対処に必要な機能を必要としない状態を維持する設計とする。(①※)

※外的 SA 設備と内的 SA 設備では、当該 SA 設備が機能喪失してから機能回復させるまでの

緊急度が異なる（内的 SA の場合、再処理工程を停止することで重大事故等の発生リスクを完全に排除でき、機能回復までの時間を確保可能という特徴がある。）ものの、予備品を活用した設備交換、修理の対応により機能回復を図る点では違いがないことから、(1)(b)(i)と同じ考え方として扱う。）

12/4 時点での未反映事項に対する対応方針

- ・ (1)(b)(ii)の「保管場所からの移動、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であるという特徴」の表現を具体化する。具体化にあたっては、別添として整理している(2)の記載の充実化を踏まえて、常設 SA 設備とは違う対応ができることを主軸に表現を再構築する。
- ・ 「多様性・位置的分散」、「個数容量」、「環境条件」が関連性をもって設計方針が構築されていることを認識し、これらの関連性を明らかにした上で、「多様性・位置的分散」に関する設計を軸として（前提として）環境条件に対してどう対応するのか関連性をもたせた整理を行う。これにより、「多様性・位置的分散」、「個数容量」、「環境条件」の全ての方針をもってトータルで機能を維持できるという説明につなげる。
- ・ 外的 SA 設備も内的 SA 設備も、外部衝撃等が重大事故等の発生の要因となるかどうかで設計対応が決まるというのは共通の考え方としてしっかり表現する。その上で、別添の表現の再整理につなげる。2つ目のボチの整理が軸としてあり、外部衝撃等が重大事故等の発生の要因となるかどうかで設計対応を決めるという観点に立てば①と②の違いはないことに留意する。

4. 本整理を踏まえた次のステップ【12/4 時点で未対応】

- ✓ 基本設計方針（第 36 条）は、設計基準に準じた防護設計を実施することを前提としたものであることから、設計要求等が詳細に展開されている設計基準の基本設計方針の 1 フレーズごとに対応する SA 設備の基本設計方針を紐づけた上で、SA 設備としての設計の具体を設計基準を参照して展開することで、SA 設備の防護設計が設計基準に準じて実施されていることを確認する。
- ✓ 本整理では、別途進めている「DB の設計項目の整理」結果に組み込んで「DB/SA の紐づけ整理」として纏める。
- ✓ 比較する SA 設備の基本設計方針は、本資料で DB との関連性があると整理された基本設計方針を対象とする。
- ✓ この整理により DB 設備の設計要求内容と SA 設備の設計要件内容を紐づけし、DB 設備と SA 設備の設計要求内容をまとめて説明できる範囲及び SA 設備として差分説明が必要な設計要求内容の詳細を明らかにする。
- ✓ また、これらの整理結果は、竜巻、溢水、その他外部事象の観点で DB 設備の設計プロセスと SA 設備の設計プロセスを対比させる形で纏める。纏めにあたっては、DB 設備と同じ設計として扱える部分及び SA 設備としての差分説明が必要な部分が判別できるよう纏める。

以上

「3. SA 設備の外部衝撃等に対する設計の基本的な考え方」に示した考えに基づく設計の具体例（添付 1 から「○※ 1」とした内容を抜粋）を、**考慮する外部衝撃等が重大事故等の発生の要因となる事象かどうか**や可搬型設備の特徴を考慮した設計を類型化して整理した以下に示す。

共通 1 2 では、これらの類型の中から代表説明するもの、差分説明するものを明らかにした上で合理的な説明につなげる。

- (①) 機能上及び構造上の特徴から防護措置を講ずることができず、自らの構造健全性を確保できない設備については、当該設備の損傷と重大事故等の発生に関連性がないこと、予備品への交換または修復の容易性を確保することを前提として、外部衝撃等により機能喪失した場合は予備品等による復旧措置を行うことにより速やかに機能を復旧させる。

条文	基本設計方針番号	設計内容
8条（竜巻）	91	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻による飛来物に対して情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、竜巻が重大事故等の発生の要因とならないことを踏まえ、予備品による復旧により機能を回復する設計
8条（航空機墜落火災）	101	<ul style="list-style-type: none"> 航空機墜落火災に対して情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、航空機墜落火災が重大事故等の発生の要因とならないことを踏まえ、予備品による復旧により機能を回復する設計 航空機墜落火災に対して建屋開口等により防護が期待できない常設 SA 設備は、航空機墜落火災が重大事故等の発生の要因とならないことを踏まえ、予備品による復旧により機能を回復する設計
12/13条（溢水・薬品）	87	<ul style="list-style-type: none"> 想定破損による溢水に対して機能喪失する接続口は、想定破損による溢水が重大事故等の発生の要因とならないことを踏まえ、水が接続口内に侵入しない構造とした上で、収束後の水位を低下させて機能回復を図る設計 想定破損による蒸気漏えいに対して機能喪失する常設 SA 設備は、想定破損による蒸気漏えいが重大事故等の発生の要因とならないことを踏まえ、予備品による復旧により機能を回復する設計 想定破損による溢水に対して機能喪失する常設 SA 設備（新設する内的 SA 設備）は、想定破損による溢水が重大事故等の発生の要因とならないことを踏まえ、機能復旧までの間、再処理運転を停止する措置を講じた上で修理により機能回復を図る設計

(2) 保管場所からの移動、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であるという特徴を有している

条文	基本設計方針 番号	設計内容
7条（津波）	28,120	・ 津波に対して屋外の可搬型 SA 設備は、常設 SA 設備とは異なり移動させることが可能である特徴を踏まえ、可搬型 SA 設備の据付において退避を含めた運用上の配慮を考慮し必要な機能を損なわない設計
8条（火山）	123,13 4	・ 降下火砕物の影響に対して屋外の可搬型 SA 設備は、常設 SA 設備とは異なり移動させることが可能である特徴を踏まえ、降下火砕物による影響を低減するため屋内へ退避させることで必要な機能を損なわない設計
8条（積雪）	123,13 4	・ 積雪に対して屋外の可搬型 SA 設備は、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であることを踏まえ、積雪による影響を低減するため除雪することで必要な機能を損なわない設計
8条（森林火災、近隣工場等の火災（石油備蓄基地）	129	・ 森林火災及び近隣工場等の火災（石油備蓄基地）に対して屋外の可搬型 SA 設備は、常設 SA 設備とは異なり移動させることが可能であり、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であることを踏まえ、散水による影響緩和措置、影響の及ばない位置への移動により必要な機能を損なわない設計（FARSITE の出力値の扱い方を含む）
8条（外部火災の二次影響（ばい煙）	129	・ 外部火災の二次影響（ばい煙）に対して屋外の可搬型 SA 設備は、常設 SA 設備とは異なり移動させることが可能であり、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であることを踏まえ、影響の及ばない位置への移動により必要な機能を損なわない設計
11条（火災）	198 201	・ 火災に対して可搬型 SA 設備は、常設 SA 設備とは異なり移動させることが可能であり、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であることを踏まえ、不燃シートによる養生、不燃性容器、扉付き保管棚への収納により必要な機能を損なわない設計 ・ 生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対して可搬型 SA 設備は、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であることを踏まえ、使用前の設備点検により必要な機能を損なわない設計
12/13条（溢水・薬品）	119	・ 被水に対して可搬型 SA 設備は、常設 SA 設備とは異なり移動させることが可能であり、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であることを踏まえ、防水シートにより防護することにより必要な機能を損なわない設計

(③) 可搬型 SA 設備は必要数 + 予備 (2n) を防護することを基本としつつ、防護が困難な場合であっても必要数 (1n) を確保する設計とする。

条文	基本設計方針 番号	設計内容
8条 (竜巻)	30,121	・ 竜巻による飛来物に対して、屋内に保管するが建屋開口等により防護が期待できない可搬型 SA 設備は、 竜巻が重大事故等の発生の要因とならないこと を踏まえ 100m 以上離れた外部保管エリアに確保する予備を期待し必要な機能を維持する設計
	31,122	・ 竜巻による飛来物に対して屋外にのみ保管する可搬型 SA 設備は、 竜巻が重大事故等の発生の要因とならないこと を踏まえ、固縛等の措置を講じた上で互いに 100m 以上の離隔を確保して保管する予備を期待し必要な機能を維持する設計
8条 (航空機墜落火災)	30,129	・ 航空機墜落火災に対して、屋内に保管するが建屋開口等により防護が期待できない可搬型 SA 設備は、 航空機墜落火災が重大事故等の発生の要因とならないこと を踏まえ 100m 以上離れた外部保管エリアに確保する予備を期待し必要な機能を維持する設計
	31,129	・ 航空機墜落火災に対して屋外にのみ保管する可搬型 SA 設備は、 航空機墜落火災が重大事故等の発生の要因とならないこと を踏まえ、互いに 100m 以上の離隔を確保して保管する予備を期待し必要な機能を維持する設計
12/13条 (溢水・薬品)	29,119	・ 想定破損による蒸気漏えいに対して機能喪失する可搬型 SA 設備は、 想定破損による蒸気漏えいが重大事故等の発生の要因とならないこと を踏まえ、100m 以上離れた外部保管エリアに確保する予備を期待し必要な機能を維持する設計

12/4 時点での未反映事項に対する対応方針

- ・ (①) 接続口自体が機能喪失するのではなく、「操作性」の観点であることに留意した表現とする。また、本修正に合わせて添付 1 の記載位置も修正する。(「操作性」に関する基本設計方針に「○※ 1」
として表記する。)
- ・ (②) 防水シートはその目的、期待する役割の観点では防護板とかわらないことから、状況を踏まえて守り方を選択する選択肢の一つである認識にたつて表現を適正化する。表現の適正化にあたっては具体的な対象がイメージできるよう具体例も含めて修正する。
- ・ (②) 火災の「生物学的事象」は、8条としての設計対応が主であり、火災は8条の対応に準じた対応の関係となるよう添付 1 における表現を再整理し、別添としては「8条 (生物学的事象)」を記載し、現状の11条 (火災) の No201 は削除する。
- ・ (②) 津波や火山のように、退避を伴う設計については時間軸を念頭に SA 対策の成立性に疑義が生じ

るものではないことが分かる表現に見直す。また運用（退避）で対応するもの、予備を確保する設計対応の部分が分かるように表現を見直す。

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条		6条/33条		7条/34条		8条(電巻)		8条(火山)		8条(その他)														11条/35条		12条(溢水)		13条(薬品)		16条(安荷)				17条/37条	
			地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度/圧力等)	材料・構造				
36条-1	第1章 共通項目 9. 設備に対する要求 9.2 重大事故等対応設備 9.2.1 重大事故等対応設備に対する設計方針 再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合において、重大事故の拡大を防止するため、及び再処理施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、重大事故等対応設備を設けるとともに、必要な運用上の措置等を講ずる設計とする。	冒頭宣言【36条2,3,4,5,6,7】	(冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.2,3,4,5,6,7に展開する。)																																			
36条-2	重大事故等対応設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対応設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで、経路を含む。)で構成する。	冒頭宣言【36条8,45,52,59,69,140】	(冒頭宣言に当たる基本設計方針No.1を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.8,45,52,59,69,140に展開する。))																																			
36条-3	重大事故等対応設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対応設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等の対応を考慮した設計及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言【36条51,69】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.1を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.51に展開する。)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.1を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.69に展開する。)																																		
36条-4	重大事故等対応設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響による機能喪失の要因となる事象(以下「外的事象」という。)を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。	定義【用語の定義】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.1を受けた定義(用語の定義) (定義(用語の定義))																																			
36条-5	常設重大事故等対応設備は、重大事故等対応設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対応設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対応設備」、常設重大事故等対応設備であって常設耐震重要重大事故等対応設備以外の対応「常設耐震重要重大事故等対応設備以外の常設重大事故等対応設備」という。可搬型重大事故等対応設備は、重大事故等対応設備のうち可搬型のものをいう。	定義【用語の定義】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.1を受けた定義(用語の定義) (定義(用語の定義))																																			
36条-6	なお、「再処理施設の技術基準に関する規則」第43条(放射性物質の漏えいに対処するための設備)については、再処理施設において液体状、固体状及び気体状の放射性物質に関する漏えい及び機能の喪失が発生した場合においても、放射性物質の漏えい発生が想定されないことから、放射性物質の漏えいに対処するための設備は設置しない。	冒頭宣言【第43条】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.1を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は第43条に展開する)																																			
36条-7	重大事故等対応設備は、設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。重大事故等対応設備の維持管理に当たっては、保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、重大事故等対応設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係る設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに属する。)及び備後継設備、安全避難通路(照明設備)の原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な規制の基準に関する規則で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び再処理施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な運用上の措置等を講ずることを保安規定に定めて、管理する。なお、重大事故等対応設備並びに核物質防護及び保障措置の設備は、設備間において相互影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言【36条174~178】 運用要求 冒頭宣言【36条45】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.1を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.174~178に展開する。)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.1を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.45に展開する。)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.1を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.174~178に展開する。)																																	
36条-8	9.2.2 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 重大事故等対応設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び事業計画(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。	冒頭宣言【36条9~13】 冒頭宣言【36条14~44】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.2を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.10~13に展開する。) (共通要因として考慮する現象の具体的な内容) (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.14~44に展開する。) (共通要因を考慮したSA設備の設計の具体)																																			
36条-9	共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言【36条14,15,23,35】 冒頭宣言【36条16,25,36】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.14,15,23,35に展開する。) (多様性、独立性、位置的分散に関する内容) (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.16,25,36に展開する。) (共通要因のうち重大事故等における条件に対する設計の具体的な展開先)																																			
36条-10	共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、電巻、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言【36条14,15,23,35】 冒頭宣言【36条17,20,24,26,27,28,30,33,37,38,40,41】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.14,15,23,35に展開する。) (多様性、独立性、位置的分散に関する内容) (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.17,20,24,26,27,28,30~33,37,38,40,41に展開する。)																																			
36条-11	共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を定する。故郷による大型航空機の衝突その他のドローンについては、可搬型重大事故等対応設備による対策を講ずることとする。	冒頭宣言【36条14,15,23,35】 冒頭宣言【36条20,24,30~33,40,41】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.14,15,23,35に展開する。) (多様性、独立性、位置的分散に関する内容) (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.20,24,30~33,40,41に展開する。)																																			

基本設計方針 番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条		6条/33条		7条/34条		8条(電巻)		8条(火山)		8条(その他)															11条/35条		12条(漏水)		13条(薬品)		16条(安荷)				17条/37条		
			地震	地震	津波	電巻 (悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風 (台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的現象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響 (ほい煙) (森林火災, 近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響 (有毒ガス) (森林火災, 近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災 (石油備蓄基地)	近隣工場等の火災 (敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	漏水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物 (悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用 (悪影響防止の観点を含む)	環境条件 (温度/圧力等)	材料・構造					
36条-12	共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、漏水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	冒頭宣言【36条14,15,23,35】 冒頭宣言【36条17,18,19,21,24,27,28,29,31,32,38,39,42】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.14,15,23,35に展開する。(多様性、独立性、位置的分散に関する内容)) (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.17,18,24,27,31,32,38,42に展開する。(共通要因のうち周辺機器等からの影響に対する設計の具体的な展開先))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.14,15,23,35に展開する。(多様性、独立性、位置的分散に関する内容)) (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.17,19,21,28,29,38,39に展開する。(共通要因のうち周辺機器等からの影響に対する設計の具体的な展開先))		
36条-13	共通要因のうち事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象の地震、火山の影響を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言【36条14,15,23,35】 冒頭宣言【36条18,19,28,29,42,43】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.14,15,23,35に展開する。(多様性、独立性、位置的分散に関する内容)) (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.18,28,42に展開する。(共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する設計の具体的な展開先))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.14,15,23,35に展開する。(多様性、独立性、位置的分散に関する内容)) (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.19,29,43に展開する。(共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する設計の具体的な展開先))				
36条-14	a. 常設置重大事故等対処設備 常設置重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計			
36条-15-1	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設置重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設置重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損わない設計とする。	(代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 設置要求 機能要求① (安全上支障のない期間で修理可能な設計) 冒頭宣言【36条174~178】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計
			【FO】5条32条/6条33条-6-1~9-2	【FO】5条32条/6条33条-24,26,27,28,30,31,33,97	【FO】7条34条-2	【FO】電巻-14~19	【FO】火山-11~14,17~19,23~26,29,31~34,36,41~43,47~49,52~57,59,60	【FO】外火-17	【FO】外火-18	【FO】外火-19	【FO】外火-20	【FO】外火-21	【FO】外火-10~14	【FO】外火-23	【FO】外火-24	【FO】外火-12,13,15,16,18,28,29	【FO】外火-50~57	【FO】外火-59~62	【FO】外火-24,25,26,28,29	【FO】外火-32,33,45,48	【FO】外火-39,40,41,42,44,45,46,47	【FO】外火-35,36,37,46,47,48	【FO】外火-27,32第23/48条制	【FO】外火-31 (薬品-37,38)	【FO】外火-30	【FO】外火-4	【FO】11条35条-12,14,25~27,29~32,36~49,56~69,71~78,80,83~92,95,99,100~102,105~108	【FO】漏水-27~29,31~35	【FO】薬品-34~38	【FO】安荷-29	-	【FO】安荷-12	【FO】材構-2,3~7,8,9,12,13,14,15							

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)														11条/35条	12条(漏水)	13条(薬品)	16条(安荷)				17条/37条																
			地震	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	漏水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度・湿度・圧力等)	材料・構造										
36条-15-2	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計(運用要求)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計(運用要求)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計(運用要求)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,13を受けた設計(運用要求)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計(運用要求)														冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,11を受けた設計(運用要求)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,11を受けた設計(運用要求)				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12を受けた設計(運用要求)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12,13を受けた設計(運用要求)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12を受けた設計(運用要求)	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,9を受けた設計(運用要求)												
36条-16	重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、漏洩、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言【36条22】	-																				-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,9を受けた設計(運用要求)	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,9を受けた設計(運用要求)	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,9を受けた設計(運用要求)	(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.22に展開する。)							
36条-17	常設重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条22, 33条, 34条, 35条】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計(運用要求)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12を受けた設計(運用要求)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計(運用要求)	-														冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12を受けた設計(運用要求)	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12を受けた設計(運用要求)	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12を受けた設計(運用要求)	-														
36条-18	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を維持する常設重大事故等対処設備は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条179,183,184~190,191】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12,13を受けた設計(運用要求)	-														-	-				-	-				-	-															
36条-19	また、漏水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事象に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか又は漏水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	設置要求 冒頭宣言【36条22】	-																				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12を受けた設計(運用要求)	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12,13を受けた設計(運用要求)	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12,13を受けた設計(運用要求)	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12,13を受けた設計(運用要求)	-						
36条-20	常設重大事故等対処設備は、風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言【36条22】	-																				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計(運用要求)	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,11を受けた設計(運用要求)	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12,13を受けた設計(運用要求)	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12,13を受けた設計(運用要求)	-						
36条-21	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して、回転羽の損壊により飛散物が発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言【36条22】	-																				-				-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12を受けた設計(運用要求)	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12を受けた設計(運用要求)	-								
36条-22	環境条件に対する健全性については、「9.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条69】	-																				-				-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,19を受けた設計(運用要求)	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,21を受けた設計(運用要求)	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,16を受けた設計(運用要求)	-			

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)																11条/35条	12条(漏水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条/37条					
			地震	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機墜下	火災	漏水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度・圧力等)	材料・構造	
36条-23	b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,13を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,11を受けた設計 ○																冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12,13を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12を受けた設計 ○	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,9を受けた設計 ○						
			[FO] 5条32条/6条33条-6-1~9-2	[FO] 5条32条/6条33条-24,28	[FO] 7条34条-2	[FO] 電巻-14~16, 18,19	[FO] 火山-11~14, 17~19, 23~26, 31~34,36, 41~43, 47~49, 52~55	[FO] 外他-17	[FO] 外他-18	[FO] 外他-19	[FO] 外他-20	[FO] 外他-21	[FO] 外雷-9	[FO] 外他-23	[FO] 外他-24	[FO] 外火-12,13,15,16, 18,28,29	[FO] 外火-50~57	[FO] 外火-59,60	[FO] 外火-24,25,26,28, 29	[FO] 外火-32,33,45,48	[FO] 外火-39,40,41,42, 45,46,47	[FO] 外火-35,36,37,46, 47,48	[FO] 外他-27,32 第23/48条制 罰則 第30/50条整 対	[FO] 外他-31 (薬品-37,38)	[FO] 外他-30	[FO] 外航-4	[FO] 11条35条-12,14, 25~27, 29~32, 36~49, 56~69, 71~78, 80, 83~92, 95,99, 100~102, 105~108	[FO] 漏水-27~29,31~35	[FO] 薬品-34~38	[FO] 安有-29	-				[FO] 安有-12	[FO] 材構-2,10,11,14,15
36条-24	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故障による大型航空機の衝突その他のフォロイズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計 ○																冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,11を受けた設計 ○※2 故障による大型航空機の衝突その他のフォロイズムの考慮	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,9を受けた設計 ○										
			[FO] 5条32条/6条33条-6-1~9-2	[FO] 5条32条/6条33条-24,28	[FO] 7条34条-2	[FO] 電巻-14~16, 18,19	[FO] 火山-11~14, 17~19, 23~26, 31~34,36, 41~43, 47~49, 52~55	[FO] 外他-17	[FO] 外他-18	[FO] 外他-19	[FO] 外他-20	[FO] 外他-21	[FO] 外雷-9	[FO] 外他-23	[FO] 外他-24	[FO] 外火-12,13,15,16, 18,28,29	[FO] 外火-50~57	[FO] 外火-59,60					[FO] 外他-27,32 第23/48条制 罰則 第30/50条整 対	[FO] 外他-31 (薬品-37,38)	[FO] 外他-30	[FO] 外航-4	[FO] 11条35条-12,14, 25~27, 29~32, 36~49, 56~69, 71~78, 80, 83~92, 95,99, 100~102, 105~108	[FO] 漏水-27~29,31~35	[FO] 薬品-34~38	[FO] 安有-29	-				[FO] 安有-12	[FO] 材構-2,10,11,14,15
36条-25	重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言【36条34】																					冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,9を受けた設計 ○ (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.34に展開する。)													
36条-26	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう保管する設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12を受けた設計 ○																					冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,9を受けた設計 ○											
			[FO] 5条32条/6条33条-6-1~9-2	[FO] 5条32条/6条33条-24,28																					冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,9を受けた設計 ○											
36条-27	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に示す地震により、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置を講ずること、3.1.1 地震による損傷の防止の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液化化又は指すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損傷等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう保管する設計とする。	機能要求① 設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12を受けた設計 ○																					冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,9を受けた設計 ○											
			[FO] 5条32条/6条33条-6-1~9-2	[FO] 5条32条/6条33条-24,28																					冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,9を受けた設計 ○											

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条		6条/33条		7条/34条		8条(電巻)		8条(火山)		8条(その他)											11条/35条		12条(溢水)		13条(薬品)		16条(安荷)				17条/37条			
			地盤	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的現象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度・圧力等)	材料・構造		
36条-30	屋内に保管する可燃性重大事故等対処設備は、風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的現象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	設置要求	-	-	-	電巻-14~16, 18 [O]※1 電巻-18	[O]火山-11,12,14,17,19,23,24,26,31,32,34,41,43,47~49,52~55	[O]外他-17	[O]外他-18	[O]外他-19	[O]外他-20	[O]外他-21	[O]外他-23	[O]外他-24	[O]外火-12,13,15,16,28	[O]外火-50,51,52,53	[O]外火-59,60	[O]外火-24,25,28	[O]外火-32,45,48	[O]外火-39,41,42,44,45,46,47 [O]※1 外火-42	[O]外火-35,36,37,46,47,48	[O]外他-27,32第23/48条制 御室 第30/50条整 対	[O]外他-31(薬品-37,38)	[O]外他-30	[O]外航-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-31	屋外に保管する可燃性重大事故等対処設備は、自然現象、人為的現象及び故意による大型航空機の衝突その他の予り以外に対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	-	[O]5条32条/6条33条-24,28	[O]7条34条-2	[O]電巻-19 [O]※1 電巻-19	[O]火山-13,14,18,19,24,26,32,34,36,42,43,48,49,53,54,55	[O]外他-17	[O]外他-18	[O]外他-19	[O]外他-20	[O]外他-21	[O]外他-23	[O]外他-24	[O]外火-12,13,18,29	[O]外火-50,51,52,53	[O]外火-59,60	[O]外火-25,26,29	[O]外火-33,45,48	[O]外火-40,45,46 [O]※1 外火-40	[O]外火-36,46,48	[O]外他-27,32第23/48条制 御室 第30/50条整 対	[O]外他-31(薬品-37,38)	[O]外他-30	[O]外航-4 [O]※2 外航-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-32	また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	設置要求	-	[O]5条32条/6条33条-24,28	[O]7条34条-2	[O]電巻-19	[O]火山-13,14,18,19,24,26,32,34,36,42,43,48,49,53,54,55	[O]外他-17	[O]外他-18	[O]外他-19	[O]外他-20	[O]外他-21	[O]外他-23	[O]外他-24	[O]外火-12,13,18,29	[O]外火-50,51,52,53	[O]外火-59,60	[O]外火-25,26,29	[O]外火-33,45,48	[O]外火-40,45,46 [O]※1 外火-40	[O]外火-36,46,48	[O]外他-27,32第23/48条制 御室 第30/50条整 対	[O]外他-31(薬品-37,38)	[O]外他-30	[O]外航-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-33	屋外に保管する可燃性重大事故等対処設備は、風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的現象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言【36条34】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-34	環境条件に対する健全性については、「9.2.4 環境条件等」に基づき設計とする。	冒頭宣言【36条69】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)																11条/35条	12条(漏水)	13条(薬品)	16条(安荷)				17条/37条					
			地震	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(はい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機墜下	火災	漏水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度・圧力等)	材料・構造	
36条-35	c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12,13を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,13を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計 ○																冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,11を受けた設計 ○				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12,13を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12を受けた設計 ○	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,9を受けた設計 ○		
			「FO」5条32条/6条33条-6-1~9-2	「FO」5条32条/6条33条-24,26,27,28,30,31,33,37	「FO」7条34条-2	「FO」電巻-14~19	「FO」火山-11~14,17~19,23~26,29,31~34,36,41~43,47~49,52~55	「FO」外他-17	「FO」外他-18	「FO」外他-19	「FO」外他-20	「FO」外他-21	「FO」外他-9	「FO」外他-23	「FO」外他-24	「FO」外火-12,13,15,16,18,28,29	「FO」外火-50,51,52,53,54,55,57	「FO」外火-59,60,61,62	「FO」外火-24,25,26,28,29	「FO」外火-32,33,45,48	「FO」外火-39,40,41,42,44,45,46,47	「FO」外火-36,37,46,47,48	「FO」外他-27,32第23/48条制 罰則第30/50条整 対	「FO」外他-31(薬品-37,38)	「FO」外他-30	「FO」外航-4	「FO」11条35条-12,14,25~27,29~32,36~49,56~69,71~78,80,83~92,95,99,100~102,105~108	「FO」漏水-27~29,31~35	「FO」薬品-34~38	「FO」安荷-29	-				「FO」安荷-12	「FO」材構-2,3~7,8,9,12,13,14,15
36条-36	接続口は、重大事故等における条件に対して、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、速度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。また、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また、重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。	設置要求 冒頭宣言【36条44】	-																-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,9を受けた設計 ○(接続口の位置的分散に関する設計)	-				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,9を受けた設計 ○(接続口の位置的分散に関する設計)								
			「FO」5条32条/6条33条-6-1~9-2																										「FO」安荷-12	「FO」材構-2,3~7,8,9,12,13,14,15						
36条-37	地震に対して接続口は、「2. 地震」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置する設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計 ○																																	
			「FO」5条32条/6条33条-6-1~9-2																																	
36条-38	地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言【第33条、34条、35条】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,12を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は第33条に展開する)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は第34条に展開する)																					冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は第35条に展開する)										
36条-39	漏水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、漏水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求																	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12を受けた設計 ○																	
																			「FO」11条35条-12,14,25~27,29~32,36~49,56~69,71~78,80,83~92,95,99,100~102,105~108				「FO」漏水-27~29,31~35	「FO」薬品-34~38												
36条-40	接続口は、風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機墜下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言【36条44】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.44に展開する。)																冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,11を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.44に展開する。)				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,11を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.44に展開する。)				-									
36条-41	接続口は、複数のアクセスルートを経た自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のフォロウムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10を受けた設計 ○																冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,10,11を受けた設計 ○				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,11を受けた設計 ○				○※2 故意による大型航空機の衝突その他のフォロウムの考慮				-					
			「FO」5条32条/6条33条-6-1~9-2	「FO」5条32条/6条33条-24,26,27,28,30,31,33,37	「FO」7条34条-2	「FO」電巻-14~19	「FO」火山-11~14,17~19,23~26,29,31~34,36,41~43,47~49,52~55	「FO」外他-17	「FO」外他-18	「FO」外他-19	「FO」外他-20	「FO」外他-21	「FO」外他-9	「FO」外他-23	「FO」外他-24	「FO」外火-12,13,15,16,18,28,29	「FO」外火-50,51,52,53,54,55,57	「FO」外火-59,60,61,62	「FO」外火-24,25,26,28,29	「FO」外火-32,33,45,48	「FO」外火-39,40,41,42,44,45,46,47	「FO」外火-36,37,46,47,48	「FO」外他-27,32第23/48条制 罰則第30/50条整 対	「FO」外他-31(薬品-37,38)	「FO」外他-30	「FO」外航-4 「FO」※2 外航-1	-									

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)															11条/35条	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条/37条							
			地震	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度・圧力等)	材料・構造		
36条-42	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言 【36条179,183,184~190,191】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12,13を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.179,183,184~190,191に限る。)																																	
36条-43	接続口は、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言【36条44】																									冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,13を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.44に展開する。)										
36条-44	環境条件に対する健全性については、常設重大事故等対処設備として、「9.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条69】																									冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,43を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.69に展開する。)								冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,36を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.69に展開する。)		
36条-45	(2)悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言【36条46】				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.2を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.46に展開する。)																					冒頭宣言に当たる基本設計方針No.2を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.46に展開する。)										
36条-46	重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに電巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言【36条47~50】				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.45を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.50に展開する。)																					冒頭宣言に当たる基本設計方針No.45を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.49に展開する。)								冒頭宣言に当たる基本設計方針No.45を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.47,48に展開する。)		
36条-47	系統的な影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①																																	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.46を受けた設計 ○		
36条-48	可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液カプセル固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故等において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求																																	【○】 安有-14		
36条-49	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①																									冒頭宣言に当たる基本設計方針No.46を受けた設計 ○										
36条-50	重大事故等対処設備が電巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて因幡等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.46を受けた設計 ○																														【○】 電巻-14,15,19,29	

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条		6条/33条		7条/34条		8条(電巻)		8条(火山)		8条(その他)												11条/35条		12条(溢水)		13条(薬品)		16条(安荷)		17条/37条						
			地盤	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばいり)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度/圧力等)	材料・構造				
36条-51	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 冒頭宣言【36条52,59】																															冒頭宣言に当たる基本設計方針No.36を受けた設計 ○ 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.36を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的设计は基本設計方針No.52,59に展開する。(共用における個数・容量の確保に関する設計))						
36条-52	9.2.3 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすため、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言【第38条～第51条】 冒頭宣言【36条53～58】																															冒頭宣言に当たる基本設計方針No.2,51を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的设计は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する) ※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対処に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。 (冒頭宣言であり、具体的设计は基本設計方針No.53～58に展開する。)						
36条-53	[容量とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。	定義【設計条件】																																冒頭宣言に当たる基本設計方針No.52を受けた定義(基本設計方針No.54～58の設計条件(常設重大事故等対処設備に係る容量))					
36条-54	常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とする。とともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																																冒頭宣言に当たる基本設計方針No.52を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的设计は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する) ※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対処に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。 No.53から展開される設計条件(常設重大事故等対処設備に係る容量)を考慮					
36条-55	常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																																冒頭宣言に当たる基本設計方針No.52を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的设计は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する) ※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対処に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。 No.53から展開される設計条件(常設重大事故等対処設備に係る容量)を考慮					
36条-56	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																																冒頭宣言に当たる基本設計方針No.52を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的设计は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する) ※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対処に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。 No.53から展開される設計条件(常設重大事故等対処設備に係る容量)を考慮					
36条-57	常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																																冒頭宣言に当たる基本設計方針No.52を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的设计は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する) ※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対処に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。 No.53から展開される設計条件(常設重大事故等対処設備に係る容量)を考慮					
36条-58	一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																																冒頭宣言に当たる基本設計方針No.52を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的设计は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する) ※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対処に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。 No.53から展開される設計条件(常設重大事故等対処設備に係る容量)を考慮					
36条-59	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言【第38条～第51条】 冒頭宣言【36条60～68】																																冒頭宣言に当たる基本設計方針No.2,51を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的设计は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する) ※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対処に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。 (冒頭宣言であり、具体的设计は基本設計方針No.60～68に展開する。)					
36条-60	[容量とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンプ容量、計測器の計測範囲等とする。	定義【設計条件】																																冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた定義(基本設計方針No.61,62,68の設計条件(可搬型重大事故等対処設備に係る容量))					
36条-61	可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とする。とともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有量を確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																																	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的设计は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する) ※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対処に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。 No.60から展開される設計条件(可搬型重大事故等対処設備に係る容量)を考慮				
36条-62	可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																																	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的设计は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する) ※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対処に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。 No.60から展開される設計条件(可搬型重大事故等対処設備に係る容量)を考慮				
36条-63	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機稼働外のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																																	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的设计は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する) ※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対処に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。				
36条-64	また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の影響時間等を考慮して、建屋内及び建屋外で対処するものについては、複数の敷設モードに対してそれぞれ必要な容量を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																																	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的设计は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する) ※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対処に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。				
36条-65	可搬型重大事故等対処設備のうち、エネルギー事故、冷却機能の喪失による蒸発凝固、放射線分解により発生する水素による爆発、使用済燃料貯蔵機構等の冷却機能等の喪失に対処する設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																																	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的设计は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する) ※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対処に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。				
36条-66	ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。	冒頭宣言【第38条～第51条】																																	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的设计は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する) ※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対処に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。				
36条-67	また、安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																																	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的设计は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する) ※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対処に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。				

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	8条(その他)																		11条/35条				12条(漏水)			13条(薬品)		16条(安荷)					17条/37条
			5条/32条 地震	6条/33条 地震	7条/34条 津波	8条(電巻) 電巻(悪影響防止の観点を含む)	8条(火山) 火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(はい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機墜落	火災	漏水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度、湿度、圧力等)	材料・構造
36条-68	可搬型重大事故等対応設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対応設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対応に必要となる個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する) ※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対応に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目は共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。</p> <p>No.60から展開される設計条件(可搬型重大事故等対応設備に係る容量)を考慮</p>																																
36条-69	9.2.4 環境条件等 (1)環境条件 重大事故等対応設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対するもの、外的事象を要因とする重大事故等に対するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするに、操作可能な設計とする。	冒頭宣言【36条70,138,139】	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.2,3,22,34,44を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.70に展開する。)</p>																											<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.2,3,22,34,44を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.70,138,139に展開する。)</p>				
36条-70	重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給するシステムへの影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。	冒頭宣言【36条71～77】	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.69を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.72～77に展開する。)</p>																											<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.69を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.71,77に展開する。)</p>				
36条-71	荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	冒頭宣言【36条73】 冒頭宣言【36条78～82,111(常設重大事故等対応設備)】、36条112～115(可搬型重大事故等対応設備)】	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.70に展開する。)</p>																												<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.78～82,111,112～115に展開する。)</p>				
36条-72	自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対応設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対応設備に影響を与えおそれのある事象として、地震、津波、風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を想定する。	冒頭宣言【36条83,85,86,90～95,99～103,108(常設重大事故等対応設備)】、36条116,118,120～125,127～130,134(可搬型重大事故等対応設備)】	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.83,85,86,90～95,99～103,116,118,120～125,127～130に展開する。)</p>																															
36条-73	自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、電巻、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言【36条83,85,86,91,92,94,108(常設重大事故等対応設備)】、36条116,118,121～123,134,135(可搬型重大事故等対応設備)】 定義【設計条件】	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70,71を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.83,85,86,116,118に展開する。)</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70,71を受けた定義(基本設計方針No.83,85,116,118,185,187,188,189,190の設計条件(自然現象の組合せ、条件))</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.91,92,94,121,122に展開する。)</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.91,92,94,121,122の設計条件(自然現象の組合せ、条件))</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.91,92,94,121,122に展開する。)</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.91,92,121,122の設計条件(自然現象の組合せ、条件))</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.91,92,94,121,122に展開する。)</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.91,92,94,121,122に展開する。)</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.91,92,94,108,121,123,134,135に展開する。)</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
36条-74-1	人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対応設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対応設備に影響を与えおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を想定する。	冒頭宣言【36条101,104,105(常設重大事故等対応設備)】、36条129,131,132(可搬型重大事故等対応設備)】	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.101,104,105,129,131,132に展開する。)(人為事象のうち航空機墜落については、設計基準において落下確率が十分低いことを評価しており、重大事故においてもその条件を踏襲するため、以降の設計方針への展開はない。)</p>																															
36条-74-2	なお、これらの自然現象及び人為事象については、設計基準対象の施設について考慮する(3.3 外部からの衝撃による損傷の防止)に示す条件を考慮する。	定義【設計条件】	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた定義 (基本設計方針No.83,85,86,90～95,99～103,108,116,118,120～125,127～130,134の設計条件(自然現象の条件))</p>																			<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた定義 (基本設計方針No.101,129の設計条件(自然現象の条件)) (基本設計方針No.101,129の設計条件(人為事象の条件))</p>		<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた定義 (基本設計方針No.101,104,105,129,131,132の設計条件(人為事象の条件)) (基本設計方針No.101,129の設計条件(自然現象の条件))</p>											
36条-75	重大事故等の原因となるおそれとなる事象指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件となる事象の外的事象の地震及び火山の影響(落下火砕物による機械的荷重)を考慮する。	冒頭宣言【36条84～86,108(常設重大事故等対応設備)】、36条117,118,134,135(可搬型重大事故等対応設備)】	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.84～86,117,118に展開する。)</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.84～86,117,118に展開する。)</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた定義(基本設計方針No.84～86,117,118に展開する。)</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた定義(基本設計方針No.84～86,117,118に展開する。)</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた定義(基本設計方針No.84～86,117,118に展開する。)</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた定義(基本設計方針No.84～86,117,118に展開する。)</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた定義(基本設計方針No.84～86,117,118に展開する。)</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた定義(基本設計方針No.84～86,117,118に展開する。)</p>	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた定義(基本設計方針No.84～86,117,118に展開する。)</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
36条-76	また、内的事象として、配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言【36条109,136】	-	<p>冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.109,136に展開する。)</p>																															

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)														11条/35条	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条/37条							
			地震	地震	津波	電巻 (悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響 (ばい煙) (森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響 (有毒ガス) (森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災 (石油備蓄基地)	近隣工場等の火災 (敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物 (悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用 (悪影響防止の観点を含む)	環境条件 (温度/圧力等)	材料・構造	
36条-77	周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。	冒頭宣言【36条85～89,106,107,110 (常設重大事故等対策設備)】、36条118,119,133,137 (可搬型重大事故等対策設備)】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針 No.85,86,118 に展開する。)																						冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針 No.88,89,119 に展開する。)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針 No.110,137 に展開する。)							冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針 No.110,137 に展開する。)		
36条-78	a.常設重大事故等対策設備 常設重大事故等対策設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求 設置要求																																冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計		
36条-79	常設重大事故等対策設備のうち、放射線分解により発生する水系による爆発の発生及び有機油膜等による火災又は爆発の発生を想定する機器については、概略的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求																																冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計		
36条-80	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対策設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求																																冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計		
36条-81	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水系による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対策設備は、系統的影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求																																冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計		
36条-82	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	機能要求①																																冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計		
36条-83	地震に対して常設重大事故等対策設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言【第33条】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は第33条に展開する) No.73,74-2から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮																														冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計		

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)																11条/35条	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安荷)				17条/37条										
			地震	地震	津波	電巻 (悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばい煙) (森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス) (森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度/圧力等)	材料・構造						
36条-84	また、事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言 [36条179,183,184~190,191]	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.75を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.179,183,184~190,191に展開する。)																																					
36条-85	さらに、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、倒壊の措置を行う設計とする。	冒頭宣言【第33条】 冒頭宣言 [36条179,183,184~190,191]	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73,77を受けた冒頭宣言 (当該宣言であり、具体的設計は第33条に展開する(1.05sにおける波及的影響・転倒防止等)) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.73,75,77を受けた冒頭宣言 (当該宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.179,183,184~190,191に展開する。) (1.25sにおける波及的影響・転倒防止等)) No.73,74-2から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮																																					
36条-86-1	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。	(代替設備により必要な機能を確保する設計) (関連する工程を停止する設計) 設置要求 機能要求① (安全上支障のない期間で修理可能な設計) 冒頭宣言【36条174~178】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73,75,77を受けた設計 ○(代替設備により必要な機能を確保する設計) ○(関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73,75,77を受けた冒頭宣言 (当該宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.174~178に展開する。(安全上支障のない期間で修理可能な設計))																																					
			-	「○」 5条32条/6条33条-30,31																																					
36条-86-2	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73,75,77を受けた設計 (運用要求)																																					

基本設計方針 番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)													11条/35条	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安荷)				17条/37条									
			地震	地震	津波	電巻 (悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風 (台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響 (はい煙) (森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響 (有毒ガス) (森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災 (石油備蓄基地)	近隣工場等の火災 (敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物 (悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用 (悪影響防止の観点を含む)	環境条件 (温度・圧力等)	材料・構造		
36条-87	溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して、機能を損わない高さへの設置、放水防護及び放水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求																								冒頭宣言に当たる基本設計方針No.77を受けた設計											
																											冒頭宣言に当たる基本設計方針No.77を受けた設計										
36条-88	火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	冒頭宣言【第35条】																								冒頭宣言に当たる基本設計方針No.77を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は第35条に展開する)											
36条-89-1	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらと適切に組み合わせることにより、機能を損わない設計とする。	(代替設備により必要な機能を確保する設計) (関連する工程を停止する設計) 設置要求 機能要求① (安全上支障のない期間で修理可能な設計) 冒頭宣言【36条174~178】																								冒頭宣言に当たる基本設計方針No.77を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.77を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.174~178に展開する。(安全上支障のない期間で修理可能な設計))											
																										「○」 外巻-27,32 第23/48条制 御室 第30/50条緊急 対 薬品-36											
																										「○」 溢水-27~ 29,31~ 35,38~44 「○」 「○」 「○」 「○」 「○」 11,13,15~ 21											
36条-89-2	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求																								「○」 11条35条-17											
36条-90	津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言【第34条】																								冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は第34条に展開する) No.74-2から展開される設計条件 (自然現象の条件) を考慮											

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(電巻)		8条(火山)		8条(その他)												11条/35条	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安荷)				17条/37条									
			地震	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(はい理) (森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス) (森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機墜下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度/圧力等)	材料・構造			
36条-91	屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分棟建屋、精製建屋、ワン・フリート二ム混合脱硝建屋、非常ベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ貯蔵建屋、射撃建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	-			電巻による飛来物に対して傳統型設計装置を屋内伝送系統等の屋外アンテナは、電巻と重大事故等の発生に関連性がない特徴を踏まえ、予備品による復旧により機能を回復する設計	No.72,73を受けた設計 ○ No.73,74-2から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	No.72,73を受けた設計 ○	No.72,73を受けた設計 ○	No.72,73を受けた設計 ○	No.72,73を受けた設計 ○																											
						「○」電巻-14,15,16,17,18,21,24,25,31,34 「○※1」電巻-14	「○」火山-11,12,14,17,19,23~26,31~34,36,41,43,47,48,49,52~57,59,60			「○」外他-17	「○」外他-18	「○」外他-19	「○」外他-20																									
36条-92	屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、電巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び電巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	-			No.73,74-2から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	No.73,74-2から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	No.73,74-2から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	No.73,74-2から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	No.73,74-2から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮																												
						「○」電巻-15,16,19,21,24,25,31,34 「○※1」電巻-19	「○」火山-12,13,14,17,18,19,23,28,29,31,36,41,42,43,47,52,59			「○」外他-17																												
36条-93	凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	機能要求① 機能要求②	-			No.74-2から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	No.74-2から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	No.74-2から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	No.74-2から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	No.74-2から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮																												
										「○」外他-18	「○」外他-19	「○」外他-20																										
36条-94-1	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、電巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと。関連する工程の停止等又はこれを適切に組み合わせるにより、機能を損わない設計とする。	(代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計) 設置要求 機能要求① (安全上支障のない期間で修理可能な設計) 関連する工程【36条174~178】	-			電巻による飛来物に対して傳統型設計装置を屋内伝送系統等の屋外アンテナは、電巻と重大事故等の発生に関連性がない特徴を踏まえ、予備品による復旧により機能を回復する設計	No.72,73を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計)	No.72,73を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計)	No.72,73を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計)	No.72,73を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) ○ (関連する工程を停止する設計)																												
						「○」電巻-4	「○」火山-4	「○」外他-12	「○」外他-12	「○」外他-12	「○」外他-12	「○」外他-12																										
36条-94-2	代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと。関連する工程を停止することについては、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-			電巻による飛来物に対して傳統型設計装置を屋内伝送系統等の屋外アンテナは、電巻と重大事故等の発生に関連性がない特徴を踏まえ、予備品による復旧により機能を回復する設計	No.72,73を受けた設計 (運用要求)	No.72,73を受けた設計 (運用要求)	No.72,73を受けた設計 (運用要求)	No.72,73を受けた設計 (運用要求)																												

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(竜巻)	8条(火山)	8条(その他)														11条/35条	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条/37条							
			地震	地震	津波	竜巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度・圧力等)	材料・構造	
36条-111	重大事故等対処設備において、主たる道路の機能を維持できるよう、主たる道路に影響を与える範囲について、主たる道路と同一又は同等の規格で設計する。	機能要求① 機能要求②																																		冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計
																																			「F」 安有-12 「O」※2 安有-12	「F」 材料-2,3~ 7,8,9,12,13, 14,15
36条-112	b.可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求 設置要求																																	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計	
																																			「F」 安有-12 「O」※2 安有-12	「F」 材料- 2,10,11,14,1 5
36条-113	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対策に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求																																	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計	
																																			「F」 安有-12 「O」※2 安有-12	「F」 材料- 2,10,11,14,1 5
36条-114	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾留及び放射線分解により発生する水蒸気による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための可搬型重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求																																	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計	
																																			「F」 安有-12 「O」※2 安有-12	「F」 材料- 2,10,11,14,1 5
36条-115	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を過水する又は尾脱沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾脱沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	機能要求①																																	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計	
																																			「F」 安有-12 「O」※2 安有-12	「F」 材料-2
36条-116	地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、当該設備の落下防止、転倒防止、倒壊の措置を講ずる設計とする。	機能要求①	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○ No.73,74-2から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮																																
			-	「F」 5条32条/6条 33条-24,28																																
36条-117	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言 [36条179,183,184~190,191]	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.75を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.179,183,184~190,191に展開する。)																																

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)														11条/35条	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条/37条										
			地震	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(はい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度・圧力等)	材料・構造				
36条-120	津波に対して可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、「3.2 津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備の取付けは、津波による影響を受けおそれのない場所を選定することとし、使用時に津波による影響を受けおそれのある場所に取付ける場合は、津波に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 運用要求	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○※1 津波に対して屋外の可搬型SA設備は、常設SA設備とは異なり移動させることが可能である特徴を踏まえ、可搬型SA設備の取付けにおいて選定を含めた運用上の配慮を考慮し必要な機能を損なわない設計 No.74-2から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-121	風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○※1 電巻による飛来物に対して、屋内に保管するが建屋開口等により防風が期待できない可搬型SA設備は、電巻と重大事故等の発生に関連性がない特徴を踏まえ100m以上離れた外部保管エリアに確保する予備を期待し必要な機能を維持する設計(36条121の要求に対し、耐性を確保できない可搬型SA設備は、36条30に基づき位置的分散して保管する予備を期待して機能を維持する設計) No.73,74-2から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○ No.73,74-2から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○ No.74-2から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○ No.73,74-2から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	「○」 7条34条-2 「○※1」 7条34条-2	「○」 電巻-14~16,18,21,24,25,31,34 「○※1」 電巻-18	「○」 火山-11,12,14,17,19,23,24,26,31,32,34,41,43,47~ 電巻-55	「○」 外他-17	「○」 外他-18	「○」 外他-19	「○」 外他-20	「○」 外他-21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	8条(電巻)															8条(火山)							8条(その他)										11条/35条		12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条/37条
			地震	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度・圧力等)	材料・構造								
36条-122	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び電巻に対して風(台風)及び電巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。 ただし、固縛する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は、余長を有する固縛で拘束することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○※1 電巻による飛来物に対して屋外の可搬型SA設備は、電巻と重大事故等の発生に関連性がない特徴を踏まえ、固縛等の措置を講じた上で互いに100m以上の離隔を確保して保管する準備を期待し必要な機能を維持する設計(36条122の要求に対し、耐性を確保できない可搬型SA設備は、固縛等の措置を講じた上で36条31の要求に基づき相互に位置的に分散して保管する準備を期待して機能を維持する設計) No.73,74-2から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			-		【○】電巻-19,29 【○※1】電巻-19,29	-	【○】外他-17 (電巻-19,29)																																				
36条-123-1	積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重、降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等を考慮し、損傷防止措置として除雪、フィルタ交換、清掃、除去及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 運用要求	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○※1 降下火砕物の影響に対して屋外の可搬型SA設備は、常設SA設備とは異なり移動させることが可能である特徴を踏まえ、降下火砕物による影響を低減するため屋内へ選定することで必要な機能を損なわない設計 No.73,74-2から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○※1 積雪に対して屋外の可搬型SA設備は、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であることを踏まえ、積雪による影響を低減するため除去することで必要な機能を損なわない設計 No.73,74-2から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
			-		【○】火山-13,14,18,19,24,26,32,34,36,42,43,48,49,53~55 【○※1】火山-13,18,24,32,36,48,49,53~55	-	【○】外他-21 【○※1】外他-21																																				
36条-123-2	除雪、フィルタ交換、清掃、除去及び屋内への配備を実施することについては、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計(運用要求)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計(運用要求)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
36条-124	凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求② 運用要求	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○ No.74-2から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○ No.74-2から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
			-			【○】外他-18	【○】外他-19	【○】外他-20																																			

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	8条(その他)													11条/35条					16条(安荷)					17条/37条						
			5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(竜巻)	8条(火山)	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	漏水	13条(薬品)	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止
36条-138	(2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び旧旧作業に支障がないように、稼働率の高くなるおそれのない場所を決定、当該設備の設置場所への遮断の設置等により当該設備の設置場所から遠隔で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮断設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求 評価要求 冒頭宣言【36条140】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.69を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮したSA設備の設置場所及び操作場補の確保に関する設計																									「○」 安有-15 「○」※2 安有-15	「○」 材構-2,3~ 7,8,9,10,11, 12,13,14,15			
36条-139	(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、稼働率の高くなるおそれのない設置場所の決定、当該設備の設置場所への遮断の設置等により当該設備の設置場所から遠隔で操作可能な設計、遮断設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求 評価要求 冒頭宣言【36条140】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.69を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮したSA設備の設置場所及び操作場補の確保に関する設計																									「○」 安有-15 「○」※2 安有-15	「○」 材構-2,3~ 7,8,9,10,11, 12,13,14,15			
36条-140-1	9.2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指定(変更許可)申請書(入、再処理施設において核燃料物質が密閉状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項)中で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルート上の確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。	冒頭宣言【36条141~152,174~178】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.2,138,139を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.141~152,174~178に展開する。)																													
36条-140-2	これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.2,138,139を受けた設計 (運用要求)																													
36条-141	a. 操作性の確保 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実に実施するため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計																				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震に伴う事象の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計 (地震と合わせて説明)	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が顕在化する前後の環境(温度、圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計	-			
			-	「○」 5条32条/6条33条- 24,26,27,28, 30,31,33,97	-	「○」 火山- 11,12,13,17, 18,52~57																				「○」 漏水- 27,32,34,35 「○」 薬品- 34,37,38	-	「○」 安有-15,18	-			
36条-142-1	操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。	設置要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計																				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震に伴う事象の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計 (地震と合わせて説明)	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が顕在化する前後の環境(温度、圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計	-			
			-	「○」 5条32条/6条33条- 24,26,27,28, 30,31,33,97	-	「○」 火山- 11,12,13,17, 18,52~57																				「○」 漏水- 27,32,34,35 「○」 薬品- 34,37,38	-	「○」 安有-15,18	-			
36条-142-2	また、防護員、可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)																				冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-			
			-	「○」 5条32条/6条33条- 24,26,27,28, 30,31,33,97	-	「○」 火山- 11,12,13,17, 18,52~57																				「○」 漏水- 27,32,34,35 「○」 薬品- 34,37,38	-	「○」 安有-15,18	-			

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)																	11条/35条	12条(漏水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条/37条									
			地震	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的現象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機墜落	火災	漏水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度・圧力等)	材料・構造						
36条-143	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルート付近に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対応設備は運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができることと、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が顕在化する前後の環境(温度、圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計	-
			-	【○】 5条32条/6条33条- 24,26,27,28, 30,31,33,97	-	-	【○】 火山- 11,12,13,17, 18,52~57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	【○】 漏水- 27,32,34,35	【○】 薬品- 34,37,38	-	-	-	-	-	-	-	-	【○】 安有-15,18	-				
36条-144	現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が顕在化する前後の環境(温度、圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計	-			
			-	【○】 5条32条/6条33条- 24,26,27,28, 30,31,33,97	-	-	【○】 火山- 11,12,13,17, 18,52~57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	【○】 漏水- 27,32,34,35	【○】 薬品- 34,37,38	-	-	-	-	-	-	-	-	【○】 安有-15,18	-				
36条-145	現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。	機能要求①	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が顕在化する前後の環境(温度、圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計	-				
			-	【○】 5条32条/6条33条- 24,26,27,28, 30,31,33,97	-	-	【○】 火山- 11,12,13,17, 18,52~57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	【○】 漏水- 27,32,34,35	【○】 薬品- 34,37,38	-	-	-	-	-	-	-	-	【○】 安有-15,18	-				
36条-146	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	機能要求①	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が顕在化する前後の環境(温度、圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計	-				
			-	【○】 5条32条/6条33条- 24,26,27,28, 30,31,33,97	-	-	【○】 火山- 11,12,13,17, 18,52~57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	【○】 漏水- 27,32,34,35	【○】 薬品- 34,37,38	-	-	-	-	-	-	-	-	【○】 安有-15,18	-				
36条-147	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対応設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-				
			-		-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-				

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)																11条/35条	12条(漏水)	13条(薬品)	16条(安荷)				17条/37条			
			地震	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的現象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	漏水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度・圧力等)
36条-148	また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な期間内に操作できるように中央制御室での操作が可能で設計とする。制御室の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。	機能要求① 設置要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震に伴う現象の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	「○」 漏水- 27,32,34,35 「○」 薬品- 34,37,38	-	-	-	「○」 安荷-15,18	-	
36条-149	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震に伴う現象の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	「○」 漏水- 27,32,34,35 「○」 薬品- 34,37,38	-	-	-	「○」 安荷-15,18	-	
36条-150	b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する機器としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能となるように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	機能要求①	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震に伴う現象の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	「○」 漏水- 27,32,34,35 「○」 薬品- 34,37,38	-	-	-	「○」 安荷-15,18	-	
36条-151	c. 可搬型重大事故等対処設備の架設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を架設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・ダクト・ホースは口徑並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口徑を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。	機能要求①	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震に伴う現象の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	「○」 漏水- 27,32,34,35 「○」 薬品- 34,37,38	-	-	-	「○」 安荷-15,18	-	
36条-152	d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内道路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の撤去状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内道路をアクセスルートとして確保できる、以下の設計とする。	冒頭宣言[36条153]						冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No153に展開する。)																		-							「○」 安荷-15,18	-

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条		6条/33条		7条/34条		8条(電巻)		8条(火山)		8条(その他)													11条/35条		12条(溢水)		13条(薬品)		16条(安有)					17条/37条																													
			地震	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(危険物貯蔵施設等)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機墜下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度・圧力等)	材料・構造																														
36条-153	アクセシブルは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセシブルを確保する設計とする。	冒頭宣言【36条154,155,157~173】設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 自然現象及び人為事象に対するアクセシブルに関する設計 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.154,155,157~173に展開する。)																														「○」 11条35条-12,14,25~27,29~32,36~49,56~69,71~78,80,83~92,95,99,100~102,105~108	「○」 12条-27,32,34,35 「○」※2 12条-27,32,34,35	「○」 13条-34,37,38 「○」※2 13条-34,37,38	-	-	「○」 安有-15,18	-																											
36条-154	アクセシブルに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセシブルへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセシブルに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、洪水、風(台風)、電巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を遡定する。	冒頭宣言【36条156】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.156に展開する。)																														-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
36条-155	アクセシブルに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセシブルへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセシブルに影響を与えるおそれがある事象として遡定する航空機墜下、敷地における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ガムの損壊、船舶の衝突及び放塵による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセシブルを確保する設計とする。	冒頭宣言【36条156】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.156に展開する。)																														-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
36条-156	なお、洪水、ガムの損壊及び船舶の衝突については立地的要因より設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、遮断物が直接障害を受けることからアクセシブルへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセシブルへの影響はない。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計 ○ 自然現象に対するアクセシブルに関する設計																														「○」 5条32条/6条33条-24,26,27,28,30,31,33,97	「○」 7条34条-2	「○」 電巻-14,15,16,18,19	「○」 火山-11~14,17~19,52~57	「○」 外他-17	「○」 外他-18	-	「○」 外他-20	「○」 外他-21	「○」 外雷-10~14	「○」 外他-23	-	「○」 外火-15,16,18,28,29	「○」 外火-50~55	「○」 外火-59~62	「○」 外火-24,25,26,28,29	「○」 外火-32,33,45,48	「○」 外火-39,40,41,42,44,45,46,47	「○」 外火-36,37,46,47,48	「○」 外火-27,32,33,48条制	「○」 外他-31(薬品-37,38)	「○」 外他-30	「○」 外航-4 「○」※2 外航-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
36条-157	屋外のアクセシブルは、F3.1 地震による損傷の防止に考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び電巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機墜下、爆発)を想定し、複数のアクセシブルの中から状況を確認し、緊急に退避可能なアクセシブルを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、手掘として故障時及び点検保守による待機時除外的バックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。	機能要求① 運用要求 設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計 ○ 地震に対するアクセシブルに関する設計																														「○」 5条32条/6条33条-6-1~9-2	「○」 5条32条/6条33条-24,26,27,28,30,31,33	-	「○」 電巻-19	「○」 火山-13,18	「○」 外他-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-158	屋外のアクセシブルは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計 ○ 自然現象に対するアクセシブルに関する設計																														「○」 外他-20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
36条-159	欠番	-	-																														-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条		6条/33条		7条/34条		8条(竜巻)		8条(火山)		8条(その他)														11条/35条		12条(溢水)		13条(薬品)		16条(安荷)				17条/37条
			地震	地震	津波	竜巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機墜落	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度・圧力等)	材料・構造		
36条-160	屋外のアクセシビリティは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローグにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。不平等下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計		○ 地震に対するアクセシビリティに関する設計																																
			[FO] 5条32条/6条33条-6-1~9-2	[FO] 5条32条/6条33条-24,26,27,28,30,31,33																																	
36条-161	屋外のアクセシビリティは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車間はタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。	運用要求											冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計 (運用要求)																								
									[FO] 外他-18				[FO] 外他-21																								
36条-162	欠番	-																																			
36条-163	欠番	-																																			
36条-164	屋内のアクセシビリティは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	-		○ 地震に対するアクセシビリティに関する設計																																
			-		[FO] 5条32条/6条33条-24,26,27,28,30,31,33																																
36条-165	屋内のアクセシビリティは、津波に対して立地的要因によりアクセシビリティへの影響はない。	設置要求	-		○ 津波に対するアクセシビリティに関する設計																																
			-		[FO] 7条34条-2																																
36条-166	屋内のアクセシビリティは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機墜下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	設置要求	-										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計 ○ 自然現象及び人為事象に対するアクセシビリティに関する設計																								
			-		[FO] 竜巻-14,15,16,18		[FO] 火山-11,12,17,52~57	[FO] 外他-17	[FO] 外他-18	[FO] 外他-19	[FO] 外他-20	[FO] 外他-21	[FO] 外雷-10~14	[FO] 外他-23	[FO] 外他-24	[FO] 外火-15,28	[FO] 外火-50~55	[FO] 外火-59~62	[FO] 外火-24,25,28	[FO] 外火-32,45,48	[FO] 外火-39,42,45,46,47	[FO] 外火-36,37,46,47,48	[FO] 外他-27,32,23/48条制罰則 第30/50条整対	[FO] 外他-31(薬品-37,38)	[FO] 外他-30	[FO] 外航-4 [FO※2]	[FO] 外航-1										
36条-167	再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路を確保するため、上記の設計に加え、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・尾駮沼取水場所A、尾駮沼取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水源」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセシビリティを確保する。また、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織委員及び可搬型重大事故等対応設備を一時的に撤退すること。	運用要求	-		○ 津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織委員及び可搬型重大事故等対応設備を一時的に撤退すること。																																
			-		[FO] 7条34条-2																																
36条-168	屋外のアクセシビリティは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊、道路面のすべりによる崩壊土砂及び不平等下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、ホイールローグにより復旧すること。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計 (運用要求)																																		
36条-169	屋外のアクセシビリティは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については、融雪剤を配備すること。	運用要求											冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計 (運用要求)																								
36条-170	敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用すること。	運用要求																									冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計 (運用要求)										
36条-171	屋外のアクセシビリティは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うこと。	運用要求											冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計 (運用要求)																								
36条-172	屋内のアクセシビリティにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいを考慮し、防護具を配備し、必要に応じて着用すること。また、地震時に通行が阻害されないよう、アクセシビリティ上の負荷材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施すること。	運用要求	-		○ 機器からの溢水及び化学薬品漏えいを考慮し、防護具を配備し、必要に応じて着用すること。また、地震時に通行が阻害されないよう、アクセシビリティ上の負荷材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施すること。																						冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計 (運用要求)										

基本設計方針 番号	基本設計方針	要求種別	8条(その他)																		11条/35条	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条/37条								
			5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(電巻)	8条(火山)																													
36条-180				冒頭宣言に当た る基本設計方 針No.179を受 けた設計 ○※2 起因に対し発生 防止を期待する 設備及び建屋 の1.25sを考慮 した耐震性・波 及び的影響の考 慮 (No.183～ 190,192～ 195に展開され る設計条件 (1.25s設計 条件)を考 慮)																																
	a. 事業指定(変更許可)における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動 S s の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備(以下「起因」に対し発生防止を期待する設備」といふ。)、基準地震動 S s を1.2倍した地震力に対して、静的な閉じ込め機能、副機熱等の除去機能、核的制限値の維持機能及び転倒・落下防止機能を損なわない設計とする。 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物は、基準地震動 S s を1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、起因に対し発生防止を期待する設備を支持できる設計とする。	機能要求① 評価要求	-																																	
36条-181				冒頭宣言に当た る基本設計方 針No.179を受 けた設計 ○※2 「1.25sより SAへの対処に 必要な機能を 損なわない設 計」は、地震に 伴って発生す る波及的影響 による機能喪失 の観点を含むこ とから、飛来物 防護の1.25s波 及び影響により 機能を損なわな い設計 (No.183 ～190,192～ 195に展開され る設計条件 (1.25s設計 条件)を考 慮)																																
	b. 地震を要因として発生する重大事故等に対する常設重大事故等対処設備(以下「対処する常設重大事故等対処設備」といふ。)、基準地震動 S s を1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等対策、副機熱除去、水素洩気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対するために必要な機能を損なわない設計とする。 対処する常設重大事故等対処設備は、基準地震動 S s を1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、対処する常設重大事故等対処設備を支持できる設計及び重大事故等の対処に係る操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。	機能要求① 評価要求	-																																	
36条-182				冒頭宣言に当た る基本設計方 針No.179を受 けた設計 ○※2 「1.25sより SAへの対処に 必要な機能を 損なわない設 計」は、地震に 伴って発生す る波及的影響 による機能喪失 の観点を含むこ とから、飛来物 防護の1.25s波 及び影響により 機能を損なわな い設計 (No.183 ～190,192～ 195に展開され る設計条件 (1.25s設計 条件)を考 慮)																																
	c. 地震を要因として発生する重大事故等に対する可搬型重大事故等対処設備(以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」といふ。)、各保管場所における基準地震動 S s を1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等対策、副機熱除去、水素洩気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対するために必要な機能を損なわない設計とする。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動 S s を1.2倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。 起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等時において、基準地震動 S s を1.2倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。	機能要求① 評価要求 運用要求	-																																	

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)														11条/35条	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安荷)				17条/37条						
			地震	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度・圧力等)	材料・構造
36条-183	(2)地震力の算定方法 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計に用いる動的地震力は、第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(3) 地震力の算定方法」のb、動的地震力」の(a) 入力地震動」の解放基準表面で定義する基準地震動 S s の加速度を1.2倍した地震動により算定した地震力を適用する。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件(1.25s設計条件))	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件(1.25s設計条件))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件(1.25s設計条件))	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-184-1	(3)荷重の組合せと許容限界 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計においては、必要な機能である崩壊熱除去、水素排気、放出経路の維持、放出抑制、操作場所及びアクセスの保持機能、保管場所の保持機能、支持機能等を維持する設計とする。 建物・構築物に要求される操作場所及びアクセスの保持機能、保管場所の保持機能並びに支持機能については、基準地震動 S s を1.2倍した地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。 機器・配管系に要求される崩壊熱除去、水素排気、放出経路の維持及び放出抑制等については、基準地震動 S s を1.2倍した地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。 また、機器・配管系に要求される崩壊熱除去、水素排気、放出経路の維持及び放出抑制については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定することで機能を維持できる設計とする。 可搬型設備に要求される崩壊熱除去、水素排気、放出経路の維持及び放出抑制、支援機能等については、可搬型設備の特性に応じて、構造強度を確保する又は当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定することで機能が維持できる設計とする。	機能要求① 詳細要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた設計 ○※2 SA設備及び建屋の1.25s考慮した耐震性、波及的影響の考慮、操作性・アクセス性の確保	-	○※2 SAの対称に必要機能を損なわない設計は、地震に隣接して発生する波及的影響による機能喪失の観点を含むことから、飛来物防護0.125s波及影響により機能を損なわない設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○※2 「1.25s」よび「SA」の対称に必要な機能を損なわない設計は、地震に隣接して発生する溢水による機能喪失の観点を含むことから、対策設備が1.25sに対して機能を確保する設計	○※2 「1.25s」よび「SA」の対称に必要な機能を損なわない設計は、地震に隣接して発生する溢水による機能喪失の観点を含むことから、対策設備が1.25sに対して機能を確保する設計	-	-	-	-	-	-			
36条-184-2	a.耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」は「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。なお、対称する可搬型重大事故等対処設備を保管する重大事故等対処施設の建物・構築物も同様に応用する。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件(1.25s設計条件))	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件(1.25s設計条件))	-	【○※2】 5条/32条/6条/33条- 24,26,27,28, 30,31,33,97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	【○】 11条/35条- 100,105,182	【○※2】 溢水-16~ 19,20,21,38 ~44	【○※2】 薬品-25~ 28,41~45	-	-	-	-	-	-	
36条-185-1	(b) 機器・配管系 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」は「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件(1.25s設計条件))	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件(1.25s設計条件))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件(1.25s設計条件))	-	-	-	-	-	-	-	
36条-185-2	(c) 可搬型設備 通常時の状態 当該設備を保管している状態。 D. 地震を要因とする重大事故等時の状態 再処理施設が、地震を要因とする重大事故等によるおそれがある事故又は地震を要因とする重大事故等の状態で、対称する可搬型重大事故等対処設備の機能を必要とする状態。 E. 設計用自然条件 屋外に保管している場合に設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件(1.25s設計条件))	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件(1.25s設計条件))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件(1.25s設計条件))	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-186	b.荷重の種類 (a)建物・構築物 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「b. 荷重の種類」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」は「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。なお、対称する可搬型重大事故等対処設備を保管する重大事故等対処施設の建物・構築物も同様に応用する。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件(1.25s設計条件))	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件(1.25s設計条件))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件(1.25s設計条件))	-	-	-	-	-	-	-	-	-

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条	6条/33条	7条/34条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)															11条/35条	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安荷)				17条/37条				
			地震	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的現象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災, 近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災, 近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油機器基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度・圧力等)
36条-190	d.荷重の組合せ上の留意事項 イ.ある荷重の組合せ状態での評価が,その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに悪いことが判明している場合には,その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないこととする。 ロ.対処する常設重大事故等対応設備を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては,基準地震動 S s を 1.2 倍した地震力と同時作用している荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。 ハ.積雪荷重については,屋外に設置されている施設のうち,積雪による受圧面積が小さい施設や,常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き,基準地震動 S s を 1.2 倍した地震力との組み合わせを考慮する。 ニ.風荷重については,屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち,風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造,形状及び仕様の施設においては,基準地震動 S s を 1.2 倍した地震力との組み合わせを考慮する。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))	-	冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))																						冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))					-	
36条-191	e.許容限界 基準地震動 S s を 1.2 倍した地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は,以下のとおりとする。	冒頭宣言【36条192~195】	-	冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり,具体的設計は基本設計方針 No.192~195に展開する。)	-	冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり,具体的設計は基本設計方針 No.192~195に展開する。)																						冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり,具体的設計は基本設計方針 No.192~195に展開する。)					-	
36条-192	(a)起因に対し発生防止を期待する設備 放射性物質の保持機能を維持する設備の機能の確保に対しては,内包する放射性物質(液体,気体,固体)の漏れ込み(コンクリート構造の破損等)の破損により発生し得ない設計とする。核的制限値(寸法)を維持する設備の機能の確保に対しては,地震による変形等により限界に至らない設計とする。落下・転倒防止機能を維持する設備の機能の確保に対しては,放射性物質(固体)を内包する容器等を搬送する設備の破損により,容器等が落下又は乾留しない設計とする。ガス固化体の崩壊熱除去機能の確保に対しては,収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しない設計とする。 上記の各機能を維持するために確保する構造強度の許容限界は,基準地震動 S s の 1.2 倍の地震力に対して,塑性域に達するのみが生じた場合であっても,その量が小さくレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し,その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に反応し,荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.191を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))	-	冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.191を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))																					冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.191を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))					-		
36条-193	上記構造強度の許容限界のほか,閉じ込め機能が維持できる許容限界を適切に設定する。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.191を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))	-	冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.191を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))																						冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.191を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))					-	
36条-194	(b)対処する常設重大事故等対応設備 対処する常設重大事故等対応設備の崩壊熱除去,水素排気,放出経路の維持,放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために確保する構造強度の許容限界は,基準地震動 S s の 1.2 倍の地震力に対して,塑性域に達するのみが生じた場合であっても,その量が小さくレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し,その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に反応し,荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は,各機能が維持できる許容限界とする。上記構造強度の許容限界のほか,崩壊熱除去,水素排気,放出経路の維持,放出抑制等の維持が必要な設備については,その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.191を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))	-	冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.191を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))																					冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.191を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))					-		
36条-195-1	(c)対処する可燃型重大事故等対応設備 対処する可燃型重大事故等対応設備の許容限界は,保管する対処する可燃型重大事故等対応設備の構造を踏まえて設定する。 取付ホルダ等の構造強度は,基準地震動 S s の 1.2 倍の地震力に対し,塑性域に達するのみが生じた場合であっても,その量が小さくレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し,その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に反応し,荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。 上記構造強度の許容限界のほか,崩壊熱除去,水素排気,放出経路の維持,放出抑制等の維持が必要な設備については,その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.191を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))	-	冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.191を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))																					冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.191を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))					-		
36条-195-2	(d) 起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する常設重大事故等対応設備を設置する建物・構築物並びに対処する可燃型重大事故等対応設備を保管する建物・構築物 起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する常設重大事故等対応設備を設置する建物・構築物並びに対処する可燃型重大事故等対応設備を保管する建物・構築物は,基準地震動 S s を 1.2 倍した地震力に対し,建物・構築物全体としての変形能力(剛性値のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形等の地震影響を考慮しても,地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対応設備の機能が維持できる設計とする。その上で,制震評価においては,地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対応設備の必要な機能が確保できることを確認するため,機能維持に必要な設備の部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等に対して,妥当な安全余裕を有する事を確認する。 なお,終局耐力とは,建物・構築物に対する荷重又は応力が漸次増大していくとき,その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし,既往の実験等に基づき適切に定めるものとする。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.191を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))	-	冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.191を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))																					冒頭宣言に当てる基本設計方針 No.191を受けた定義 (基本設計方針 No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件))					-		

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条/32条		6条/33条	7条/34条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)	11条/35条	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安荷)				17条/37条																					
			地盤	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	外部火災の二次影響(はい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度/圧力等)	材料・構造			
36条-196	9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。 再処理施設の重大事故等対処設備の内部火災に対する設計方針については、「5.火災等による損傷の防止」に示すとおりであり、これを踏まえ、上記の可搬型重大事故等対処設備に求められる設計方針を達成するための内部火災に対する防護方針を以下に示す。	冒頭宣言【第35条】																																				
36条-197	(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水系に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言【第35条】																																				
36条-198	(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言【第35条】																																				
36条-199	(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を定する。	冒頭宣言【第35条】	-																																			
36条-200	風(台風)、電巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないよう、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言【第35条】																																				
36条-201	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	冒頭宣言【第35条】																																				
36条-202	津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	冒頭宣言【第35条】	-																																			
36条-203	したがって、再処理施設で火災が発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、電巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないよう、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言【第35条】	-																																			
36条-204	(4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を低減し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	冒頭宣言【第35条】																																				
36条-205	消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	冒頭宣言【第35条】																																				
36条-206	消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	冒頭宣言【第35条】																																				
36条-207	火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水櫃車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。	冒頭宣言【第35条】																																				
36条-208	重大事故等への対応を行う屋内のアksesルートには、重大事故等が発生した場合のアksesルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動については保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言【第35条】																																				

